

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その4)

平成24年

目 次

議案第 124 号 大船駅東口昇降施設設置工事に関する協定の締結について…………… 1

議案第 124 号

大船駅東口昇降施設設置工事に関する
協定の締結について

大船駅東口昇降施設設置工事について、次のとおり協定を締結するものとする。

平成24年3月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 協定の名称 東海道線大船駅東口昇降施設設置工事に関する施行協定
- 2 協定の金額 340,215,000円
- 3 協定の期間 協定締結の日から平成25年7月末日まで
- 4 協定の相手方 横浜市西区平沼一丁目40番26号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員横浜支社長 日野 正夫

東海道線大船駅東口昇降施設設置工事に関する施行協定書（案）

鎌倉市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、東海道線大船駅東口昇降施設設置工事（以下「工事」という。）の施行に関して、次のとおり協定を締結する。

（工事の位置、範囲及び工程）

第1条 工事の位置、範囲及び工程は別紙のとおりとする。

2 前項の位置、範囲及び工程に著しい変更を要する場合は、あらかじめ甲乙協議するものとする。

（工事の施行）

第2条 工事は、乙が施行するものとする。

（工事に要する費用）

第3条 乙が施行する工事に要する費用（以下「工事費」という。）は、別紙工事費概算額調書のとおり施行工事費 340,215 千円（甲施設工事費 297,815 千円、乙施設工事費 42,400 千円）として、全額甲が負担するものとする。なお、甲施設工事費には消費税等相当額 14,181 千円を含むものとする。

2 甲は前項の負担額を別途乙が送付する請求書により支払うものとする。

（設計変更）

第4条 工事の設計変更又は物価労賃の変動等により、工事費に著しい変更をきたすと認められる場合は、あらかじめ甲乙協議するものとする。

（財産所有権の帰属及び保守）

第5条 工事しゅん功後の各施設の財産は、別紙財産区分図のとおり帰属するものとする。

2 甲乙は前項財産区分図のとおりそれぞれ保守管理するものとする。

（用地の処理）

第6条 甲は昇降施設が存置する乙の用地を施設物存続中無償で使用することができるものとする。

(財産の引渡し及び精算)

第7条 乙は工事しゅん功後すみやかに甲にしゅん功報告を行い、甲乙相互立会のうえ確認を行い施設物等を引き渡すものとする。

2 乙は前項の確認により工事費を確定したうえで精算するものとする。

(撤廃物の処理)

第8条 工事の結果発生する撤廃物はその者が管理していた側のものとする。

(建設副産物等の処理)

第9条 甲及び乙は相互に協力して、工事施行に伴い発生する建設副産物の抑制、再利用、分別解体、再資源化等を行い、併せて建設撤廃物の適正な処理に努めるものとする。

(支障物件の処理)

第10条 工事の施行に伴い第三者所有物件が支障となる場合は、甲が処理するものとし乙はこれに協力するものとする。

(行政上の手続き等)

第11条 工事の施行に必要な行政上の手続き等については、甲が行うものとし乙はこれに協力するものとする。

(損害の負担)

第12条 工事の施行に伴い生じた損害については、乙の責めに帰する場合を除き、その都度甲乙協議して処理するものとする。

(苦情等の処理)

第13条 工事の施行に伴う第三者からの苦情等については、甲が処理するものとし乙はこれに協力するものとする。

(公正性と透明性の確保)

第14条 甲及び乙は、本協定による工事が公共事業であることに鑑み、工事の執行にあたり相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力して適切な事務処理に努め、事業の促進を図るものとする。

(契約関係資料の提出)

第15条 乙は、請負契約締結後、請負契約の完了時に請負契約ならびに工事の出来高・しゅん功に関する資料を甲へ提出するものとする。

(その他)

第 16 条 前各条に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して処理するものとする。

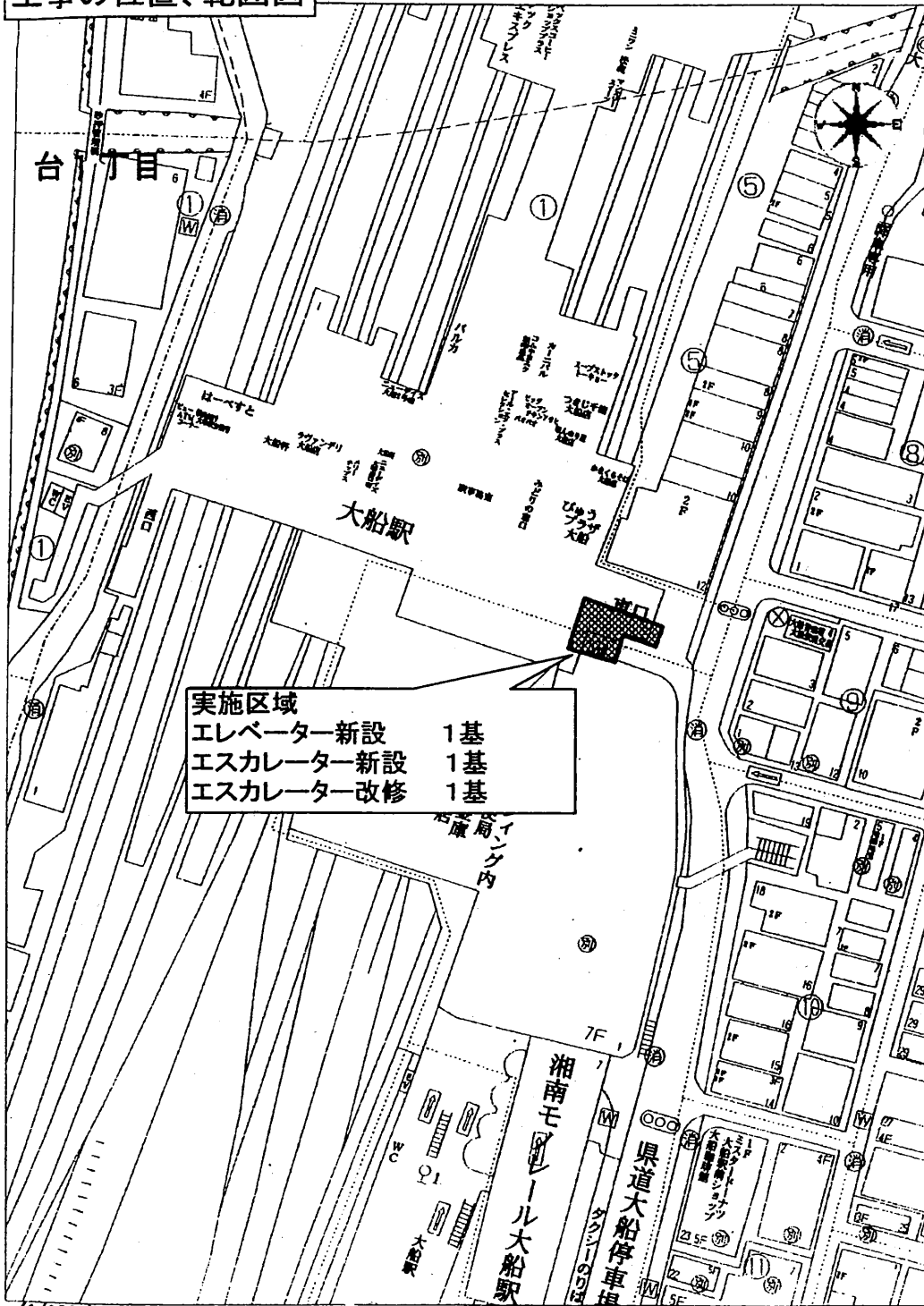
以上、協定の証として本協定書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 鎌倉市御成町 18 番 10 号
鎌倉市
市長 松尾 崇

乙 横浜市西区平沼一丁目 40 番 26 号
東日本旅客鉄道株式会社
執行役員横浜支社長 日野 正 夫

工事の位置、範囲図



(1/1000)

工程表

種 別	平成 23年度		平成 24年度												平成 25年度			記 事		
	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月		7 月	
準備工																				
工事																				
跡片付																				

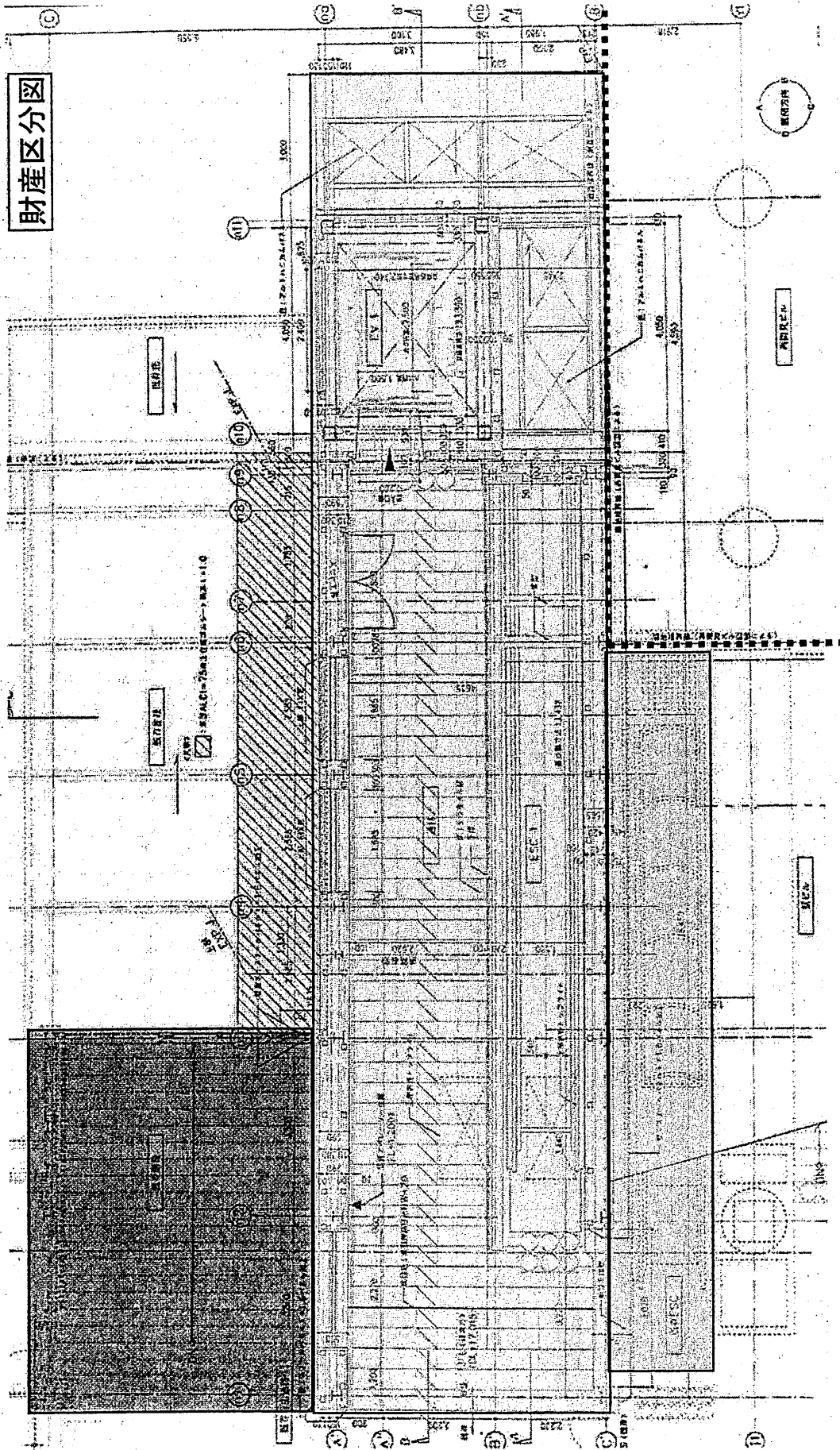
工 事 費 概 算 額 調 書

件名 東海道線大船駅東口昇降施設設置工事

(千円)

項 目	単 位	数 量	金 額	
施行工事費(概算総額)				
甲負担額			340,215	
乙負担額			0	
甲施設工事費	工事費	式	1	267,580
	管理費	式	1	16,054
	消費税及び地方消費税相当額	%	5	14,181
	合計			297,815
乙施設工事費	工事費	式	1	40,000
	管理費	式	1	2,400
	合計			42,400

財産区分図



凡例
 ■ 甲施設
 ▨ 乙施設
 - - - 敷地境界